

日中通訳者の通訳規範意識とその形成要因

Oral History of Chinese-Japanese Interpreters: How Their Norms are Formed

提出者:平塚ゆかり

授与機関:立教大学

取得学位の名称:博士(異文化コミュニケーション学)

学士取得の方法:課程

取得年月日:2015年3月31日

要旨

本論は、中国語-日本語を使用言語とする通訳者の規範意識を検証する研究である。日中通訳者の規範意識を検証するため、本論の前半では、中国の通訳における歴史と、中国というコンテクストにより産出されてきた通訳翻訳論を時系列的に概観する。次に、近現代の中国外交に携わった通訳者の論を例に、その言説から規範意識と、その形成要因を検証する。これらを元に、これまでの中国における通訳規範とは何かを検証する。本論の後半では、現代の日中通訳者の規範意識を、通訳者のオーラルヒストリーから浮き彫りにし、前半の文献研究により導きだされた中国の通訳規範と、現代の通訳者の持つ規範意識の分析を行う。本分析の際には、Chesterman(1997)の規範論と、Toury(1995)、Chesterman(1997)の理論的枠組みを踏襲して中国の外交通訳者の規範研究を展開した王斌华(2013)の論を分析の枠組みとして用いる。現代の日中通訳者の実践に基づく規範意識からその形成要因を考察し、通訳を取り巻く社会的コンテクストと規範意識の関係を明らかにすることが、本論の目的である。

本論冒頭では、本研究の目的、背景、研究の意義を述べる。本論はこれまで日本では研究の比較基準点とされてこなかった中国の翻訳通訳研究の視点を日本の翻訳通訳研究に取り入れた研究である。若林(2011)は、日本と西洋との二者間の相互関係だけではなく、現代中国を含んだ三者間での通訳研究の視点は、今後の翻訳研究の学問的姿勢のバランスと適合性を図るために有益であると指摘するが、本論の第1章、続く第2章で示した先行研究を通して、現代中国における通訳研究の一端を伺うことが可能となる。

第1章では、本論の鍵概念である規範についての論考を概観し、本論で述べる「規範」の定義は Toury(1995/2012)の概念を用いることを示す。すなわち、通訳行為における「規範」は通訳に関する「規則」と「特異性」の間に存在するという概念である。本論では「規範」という用語を、Toury (*ibid.*)の概念である「規範 (norm)」の意味で用いるが、中国語の「规范」

HIRATSUKA Yukari, "Oral history of Chinese-Japanese interpreters: How their norms are formed," *Interpreting and Translation Studies*, No.15, 2015. Pages 227-230. © by the Japan Association for Interpreting and Translation Studies

(規範)」とは「通訳翻訳のあるべき姿」との意味で多用されているため、その含意は異なるとの見解も示す。続いて、規範研究である本研究の理論的枠組みとなる王(2013)に言及する。王は、Chesterman の規範論を援用し、AIIC (Association Internationale des Interpretes de Conference) の倫理規定や中国で策定された国家基準である「口译规范(通訳規範)」などの通訳者の職業倫理規定を分析し、そこから抽出した規範概念を「規定性規範」と名付け、外交通訳者の中英対訳コーパスのデータからこの「規定性規範」と通訳スクリプトを比較検証し、シフト(ずれ)を抽出した。そのシフト(ずれ)から通訳者の「実際の規範」を抽出し、両者を比較分析した研究である。第1章では続く第2章で示す先行研究をふまえて、「規定性規範」(王, 2013)をこれまでの中国における通訳翻訳論および通訳者の言説から抽出し、日中通訳者に内在する規範意識との比較検証を行なうという本論の概観を述べる。

第2章では本論の先行研究として、Anderson(1978)、Shlesinger(1999)、Gile(1999)など欧米の通訳規範研究を概観した後、翻訳者(通訳者)の主体性や翻訳行為の目的意識、訳出方向などの要素と翻訳規範との関係に論究した研究(陶丽霞, 2013; 楊明星, 2011; 章艳, 2011)など、中国における翻訳学、通訳学領域の翻訳・通訳規範研究の先行研究のレビューを行う。本論では、陶(2013)らが「主体性」と呼ぶものが規範概念に依拠したものであると仮定し、「通訳方略」と「通訳規範」の関係、時代と環境など外的要因の影響についても考察する。

第2章後半では、トンプソン(2002)のオーラルヒストリー研究理念を取り上げ、オーラルヒストリーによる通訳者研究の意義に言及する。本論は、研究方法として、通訳者の口述資料から規範意識の抽出を行なうが、これは、Toury(*ibid.*)の示したふたつの規範の抽出方法、すなわち①翻訳されたテクスト(王(*ibid.*)では通訳スクリプト)②テクスト以外の資料、翻訳者(通訳者)が規範に対して明言した言説など、の②を採用することを意味する。本研究では、起点言語から目標言語へ通訳されたスクリプトそのものは用いていない。しかしながら、本論で分析する対象は「規範」について通訳者が明言した言説だけではなく、その規範と相反すると考えられる行為に現れる「実際の規範」(王, *ibid.*)も含めている。口述データ全体の文脈から、通訳者の「規定性規範」(王, *ibid.*)と、通訳者に既に内在化している規範、すなわち「実際の規範」を探ることを本論の目的としているが、ここでは通訳者の「規範」と「実践」には、一定の矛盾が存在することを前提とし、論を進める。

過去を振り返ると、これまで中国においては、仏典の翻訳が盛んに行われた古代より、「翻訳・通訳はこうあるべき」という、あるべき姿を示す「規範(中国語)」が時代毎に存在した。社会的背景や通訳の目的などの複合的要因により、「規範」論も時代とともに変化を遂げてきた。1950年代には、外交通訳者である姜椿芳が「翻訳の善し悪しは政治問題に直結する」との翻訳論を展開するなど、イデオロギーや政治的目的と通訳・翻訳行為との密接な関係を伺わせる論も存在した。その後、文化大革命により通訳者、通訳行為は多大な影響を受けることになるが、1970年代後半から実施された改革開放政策により西洋の通訳理論を吸収し、外交政策の一環として通訳・翻訳事業の推進を図ってきた。これらの事象を第3章、第4章、そして通訳者のオーラルヒストリー分析である第5章で具体的に詳述する。

第3章では、中国における通訳史と中国における通訳翻訳論を、歴史的流れに沿って概観

する。通訳翻訳論では仏典翻訳まで遡り、草創期、発展期、全盛期の各時代における仏典翻訳理論の特徴について述べる。仏典翻訳の時代から中国では「文」訳という目標言語重視・文体重視の訳と「質」訳という起点言語重視・内容重視の二項対立が存在し、当時の民衆の受容度や時代の為政者との関係などの社会背景により、いずれかに偏向した翻訳が行なわれ、最終的に鳩摩羅什に代表される漢文の優位性を生かした翻訳が民衆に受け入れられた旨を紹介する。次に、今日に至るまで中国の通訳翻訳に影響を及ぼし、今も様々な研究がなされている19世紀末から五四運動前後における翻訳論を概観する。中国の翻訳論は膨大であり、すべてを詳述することは本論では行わず、ここでは代表的な論のみを取り上げることにする。厳復の「信達雅」、魯迅の硬訳論、林語堂の「忠実、通順、美」、陳西澄の「三似」論などを取り上げ、その特徴を述べる。また、中華人民共和国が成立した後、外交通訳者として政府首脳など要人の通訳に携わってきた姜椿芳と李越然の『通訳者の心得』「準、順、快」の通訳規範論を取り上げ、実践通訳者としての規範と歴史的背景との関連性に言及する。姜と李、両者の論考は、①厳復の「信達雅」を根底としている、②音声を用いてのメッセージ伝達という通訳行為の特徴が現れている、③通訳行為への理解を促す論調である、そして、④実践の重要性を提起している、などの共通点が見いだされた。

第4章では、第3章で取り上げた近代中国の外交通訳者として、政府首脳など要人の通訳に携わってきた姜椿芳と李越然の言説とその通訳論から、実践通訳者としての規範と社会的歴史的背景との関連性を分析し、結果を示す。

第5章では、現代日中通訳者のオーラルヒストリー分析を行う。中国語を母語とする通訳者3名と日本語を母語とする通訳者3名に二分し、プロ通訳者として認識している規範についての語り、その規範意識に矛盾する通訳行為に関する語りを検証する。その上で、通訳者が語りで明示した「規定性規範」と、「語り手を表す表象的な表現」(桜井, 2012)から「実際の規範」を抽出し、通訳者を目指した動機や言語習得の背景、通訳訓練の有無、通訳業務形態などに着目しつつ、それぞれの要因と規範意識の関係について分析する。

第6章はオーラルヒストリー・データの分析結果から導き出された通訳者の規範意識に関する考察である。中国語母語話者の規範意識には、これまでの中国の通訳規範や「忠実」が規定性規範となって意識の上で現れていることが伺えたが、実際の規範とは乖離が認められ、コミュニケーションを円滑にするという意識が、より優位となり訳出行為に現れる可能性が示された。また、中国語の背景にある歴史的言語觀は、すでに中国語を母語とする通訳者の意識に内在化しているが、中国語母語話者、日本語母語話者のどちらの通訳者も「関係者間のコミュニケーションを最大化する」という Chesterman (*ibid.*) の「コミュニケーション規範」、王 (*ibid.*) の「コミュニケーション促進規範」が、現場での実務を通して構築されている点について考察する。そして、①中国語母語話者の「忠実」の対象は人であり、日本語母語話者の「忠実」の対象は言語であることが推察される点、②通訳経験の最も長い日本人通訳者と、日本で訓練を受けた経験の浅い中国人通訳者にはそれぞれ他の母語話者とは異なる規範意識の傾向性などがみられた点を取り上げ、その要因として、日本という日中通訳市場における両母語話者の共存という特徴が推察できる。また、規定性規範と実際の規範にシフト(ずれ)が生じる理由

は、通訳者が毎回異なる通訳の場で、コミュニケーションの最大効率を実現しようとする「コミュニケーション促進規範」に起因する旨を考察する。

最終章である第7章では、本論の結論を示した後、本研究の限界として、オーラルヒストリーで示された規範意識と実際の訳出との比較分析を行っていないという問題点に言及する。また、当事者研究としての通訳規範研究を進める上での今後の課題に触れる。

最後に、本研究を通じ日中通訳者の規範を理解することで、規範に基づき展開される通訳行為をより多面的にとらえることが可能となり、日中相互理解の一助ともなり得ることを示し、論を終える。

【著者紹介】

平塚ゆかり (HIRATSUKA Yukari) 順天堂大学国際教養学部助教。大東文化大学外国語学部中国語学科兼任講師。中国語通訳者。立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科博士後期課程修了。博士(異文化コミュニケーション学)。専門は中国の通訳・翻訳論、オーラルヒストリー研究。
